

仕様書

1 案件名称

阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）地下貯蔵タンク電気式液面計取替修繕委託（その2）

2 業務内容

本市施設である阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）の地下貯蔵タンクに設置する電気式液面計が経年劣化等により、正常値を示さない状態が生じているため、修繕を行う。

3 履行場所

阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）
大阪市阿倍野区阿倍野筋3-13-23

4 履行期限

令和8年3月27日（金）

5 修繕内容 下記製品の取替を行う

製品仕様 株式会社工技研究所（株式会社コーニング）

発信部 1台 ELM-2A1

指示計 1台 DL-41型

6 特記事項

- ・作業日は、市民等の通行の妨げとなるため、施設休館日とする。
- ・交換する部品は、上記製品又は同等品以上とする。
ただし、上記製品以外の製品を設置する場合、上記メーカーの事前調査を実施の後、取替作業を行うこと。全て受注者の責任において実施すること。
- ・交換に使用する部品は、全て新品であること。
- ・作業後、機器が正常に動作していることを確認すること。
- ・作業により、交換する等取り外された部品等については、受注者の責任において適切に処分すること。
- ・業務を実施するにあたり、作業前、作業中及び作業後の工程写真の撮影を行い、業務完了報告書とともに履行期限内に提出すること。
- ・引渡しの日から1年間、修繕目的物の破損又は異常につき、災害その他修繕請負者の責めに基づかない事由による場合を除き担保責任を負うものとする。
- ・本仕様書に明記されていない事項または内容について疑義が生じた場合は、事業担当と協議し、その指示に従うものとする。

7 事業担当

危機管理室危機管理課 成見・植田

住所 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所 5階

電話番号 06-6208-9686

施設設備等故障(事故)報告書

No. 危 240612

令和 06年 6月 12日 (水)

<不具合設備> [施設名] あべのフォルサ (共用・消防・防災・職員・プール・危機管理室)

建築設備 電気設備 空気調和設備 給排水衛生設備 プール関連設備 消防設備 その他
※該当する□にチェックすること

<報告>

対処方法 ■アズビル <input type="checkbox"/> 業者 その他(共用・消防・防災・職員・プール)		報告者	アズビル株 田嶋
(状況)			[略図・写真等]
いつ	令和6年6月12日 (水)15:00		
どこで	地下タンク設備		
何が	液面指示計		

現場指示計及び計量棒による実測値と液面指示計との値の相違を確認。

日時	液面指示計	現場指示計	計量棒による実測	サービスタンク貯蔵量(参考)
2023/12/28				1900
2024/1/31	32.3			1760
2024/2/14	32.0	32.2	32.4	1640
2024/2/22	31.5			1640
2024/3/1	31.0			1640
2024/5/2	30.7			1640
2024/5/23	30.0			1570
2024/6/12	30.0	32.3	32.4	1490
期間中の差	2.3	-0.1	0.0	410
単位	(kL)	(kL)	(kL)	(L)

[不良機器のメーカー名・形式] 製造者 (株)工技研究所

品名 DL-41型 2019年7月

型式 システム名: ELM-2A1-4100

製番: 64M0252

[対処] 当日実施 後日実施 (月 日)[決果] 復旧 未復旧□静観 即日対応 今期対応 来期対応

【修理依頼業者名】

【担当者・連絡先】

【原因】 設備劣化 部品・機器劣化 不的確な使用によるもの ■不明

【処置の必要性】

液面指示計の調整または交換

その他

2023/12/28以降、発電機用サービスタンクに補給は行っていない。

したがって、地下タンクの油貯蔵量は減少しない。

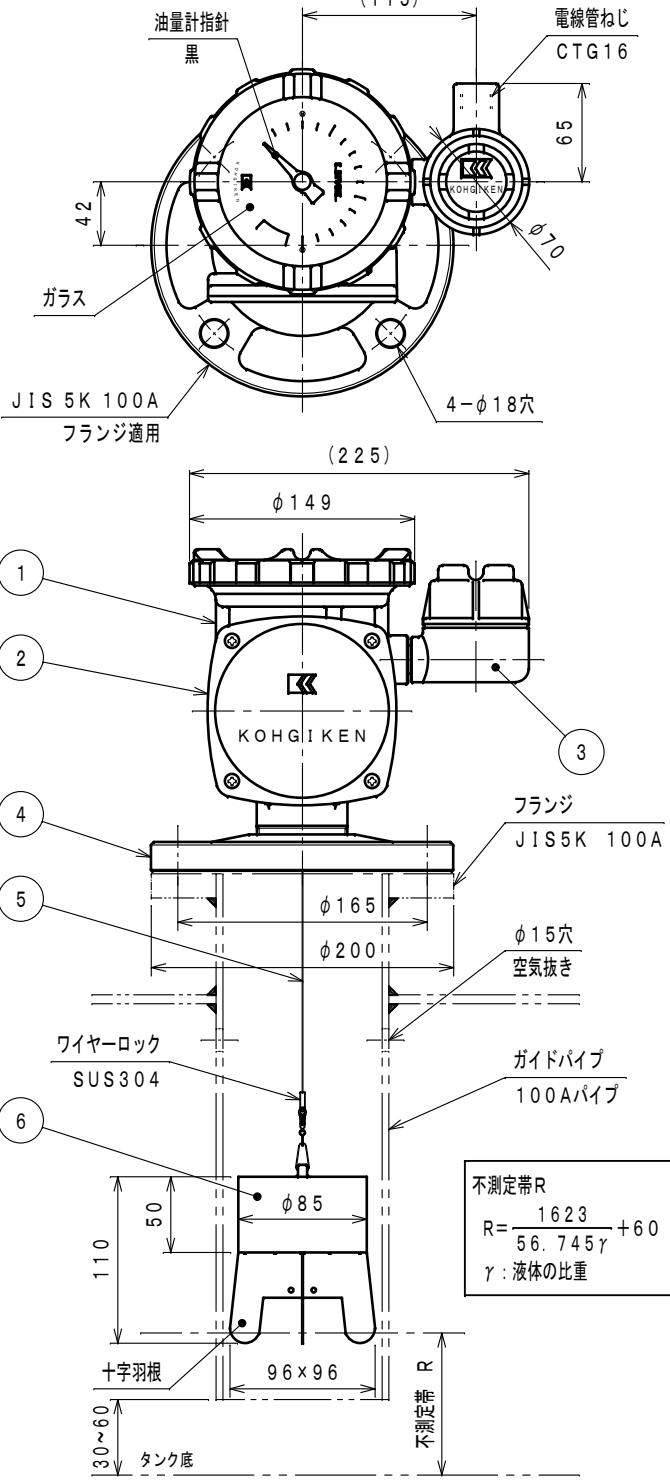
実際に現場指示値及び計量棒による実測値は変化していない。

しかし、液面指示値の指示値は減少しており、

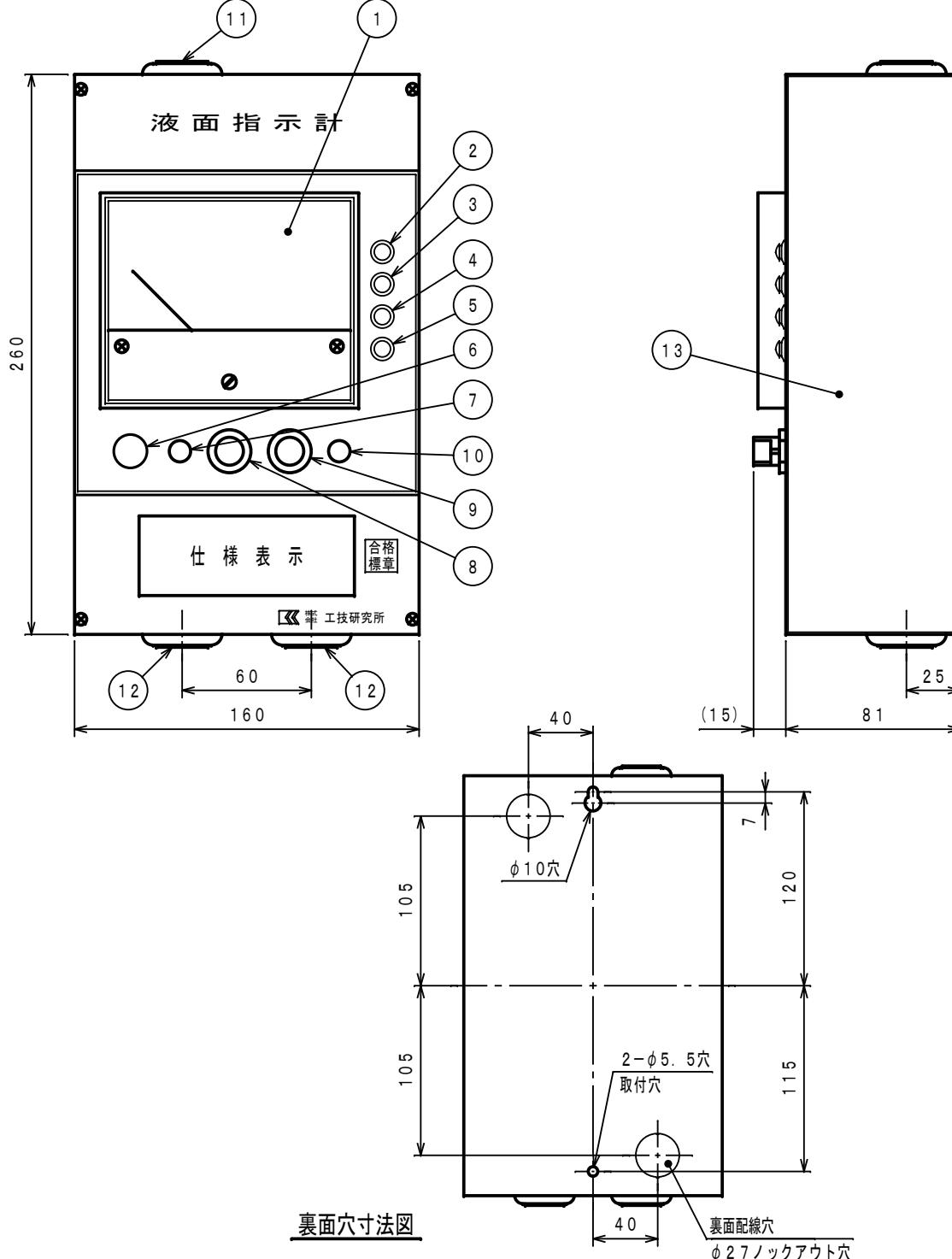
適切な貯蔵量(液面高さ)を測定できなくなっていることが確認された。

番号	名 称	規格, 材質, 処理 等
発信部	1 発信部ケース	A D C 1 2 シルバー焼付塗装
	2 本 体	A D C 1 2 シルバー焼付塗装
	3 防滴端子箱	A D C 1 2 シルバー焼付塗装
	4 フランジ	A D C 1 2 シルバー焼付塗装
	5 ワイヤー	S U S 3 0 4 ϕ 0. 5 4
	6 フロート	S U S 3 0 4
一次側指示計	1 容量指示メータ	アナログメータ
	2 調 整 窓	ゼロ調整
	3 調 整 窓	フル調整
	4 調 整 窓	上限警報位置調整
	5 調 整 窓	下限警報位置調整
	6 ヒューズホルダ	J I S C 8 3 1 4 0. 5 A
	7 電源スイッチ	押釦スイッチ (黒)
	8 電源ランプ	ネオンランプ (白)
	9 警報ランプ	ネオンランプ (赤)
	10 ブザー停止スイッチ	押釦スイッチ (赤)
	11 発信部配線口	ϕ 2 7 膜付グロメット付き
	12 電源・警報配線口	ϕ 2 7 膜付グロメット付き
	13 本 体	S P C C t 1. 0 マンセルN 7. 0

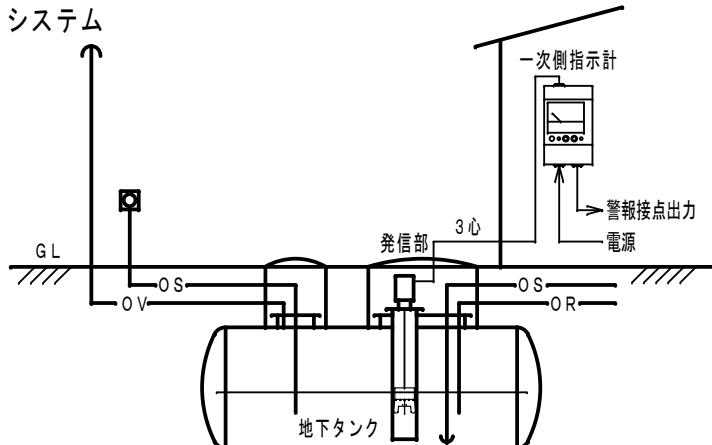
■ 発信部（現場指示計付）／ELM-2A1（タンク頂部設置）



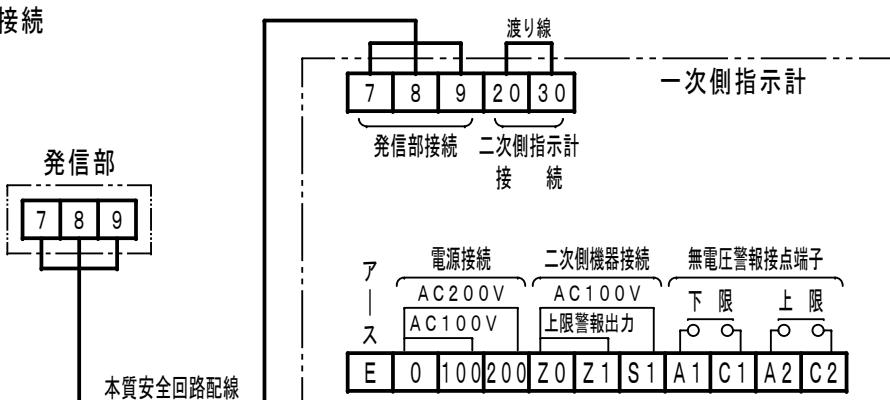
■ 一次側指示計／DL-41（屋内壁取付）



■ システム



■ 接続



■ 什様

- 1. 電源: AC 100V または AC 200V 電圧変動率±10%
周波数 47~63Hz
 - 2. 消費電力: 約7VA
 - 3. 使用温度範囲: 発信部 -10~40°C (凍結なきこと)
指示計 -10~40°C (結露なきこと)
 - 4. 無電圧警報出力接点定格: AC 230V 3A
DC 30V 2A (抵抗負荷)
 - 5. 本體内蔵防爆構造

6. 労検合

- 工事仕様
 - * 本質安全回路配線は、混触、誘導防止のため単独の金属管工事を行う。
配線は、導体部公称断面積0.5mm²以上を使用する。
 - * アースは、D種（第三種）接地工事を行う

名称 : NAME システム図		型式 : MODEL E L M - 2 A 1 - 4 1 0 0		
日付 : DATE 2017. 06. 30	承認 : APPD 白石	検図 : CHKD 胡	作成 : DRAWN 白石	尺度 : SCALE Free

株式会社 工技研究所
KOHGIKEN corp.

図番 : DRAWING NO.

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理室危機管理課（連絡先：06-6208-7388）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること